

感染症患者等の移送に関する協定書（ひな型）

愛知県〇〇保健所を甲とし、〇〇市消防本部（〇〇広域連合等）を乙とし、甲乙間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項、第3項、第7項、第8項及び第9項に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者、第8条に規定する者（一類、二類（政令で定める感染症のみ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症にあつては疑似症を呈するもの、一類、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症にあつては、無症状病原体保有者を含む。以下「感染症患者等」という。）が〇〇市町村内（〇〇保健所管内）で発生した場合、法第21条（第26条第1項及び第2において準用する場合を含む。又はこれらの規定が法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第47条の規定に基づき知事が実施する患者の移送について、次の条項により協定を締結する。

この協定は、保健所管内で複数の感染症患者が発生する、患者の全身状態が悪く緊急に搬送する必要があるなど、患者の移送について保健所が消防機関の協力を得なければならない状況が生じたときに、移送業務が円滑に進むように保健所と消防機関間で事前に協議を行い、策定するものである。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市町村内（〇〇保健所管内）における感染症患者等の発生時に愛知県知事が行う患者の移送について、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、円滑に移送業務を遂行し、感染症のまん延防止を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、感染症患者等の移送に係る業務（以下「移送業務」という。）とする。

（要請）

第3条 甲は、感染症患者等のうち移送の必要がある患者が発生した場合は移送業務を行わなくてはならない。ただし、以下のいずれかの場合で、甲が乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 〇〇保健所管内で同時に移送を必要とする感染症患者等が発生した場合
- (2) 患者の状態が緊急に移送する必要があると医師及び保健所長が判断し、保健所が対応できない場合。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により文書で行う。ただし、文書をもって

要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、人員体制、救急出動の状況及び甲の役割等を踏まえて、移送業務に可能な限り協力を行うものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、甲からの要請に基づき移送業務に協力したときは、毎月15日までに前月分を別紙様式2により文書で甲に報告するものとする。

(役割)

第6条 この協定における甲及び乙の役割は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ア 移送実施の決定までの調整

ただし、調整の対象は一類、二類、指定、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症患者及び疑似症患者（医師による発生届が出ている者に限る）とする。

イ 法第12条第1項の規定により、届出を行った医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関との連絡調整

ウ 乙への移送の要請及び移送に当たっての連絡調整

エ 移送における患者の管理

オ 感染防護の管理

カ 移送が終了した後の移送に当たった職員等の健康管理

キ その他、移送業務に関する全般的調整

(2) 乙の役割

甲からの要請に基づく移送業務の協力

(移送業務に係る資機材等)

第7条 この協定における移送業務に係る資機材については次のとおりとする。

(1) 車両及び患者搬送用ストレッチャー等装備は乙のものを使用することとする。

(2) その他の資機材については、甲または乙のどちらの資機材を使用するかを協議により決定する。なお、甲は乙から要請があれば資機材を提供することとする。

2 甲、乙各々が所有する移送業務に必要な装備の保管管理は甲、乙各々が行う。

(患者の管理)

第8条 移送車には一類感染症又は新感染症の場合は、医師が同乗するよう甲が調整をする。その他の感染症の場合は、医師又は保健所職員が同乗するよう甲が調整を

する。また、医師が同乗した場合、移送中の患者の管理は、車両に同乗した医師が行う。

(乙の業務内容)

第9条 乙は、甲から要請があったとき、患者の所在地に車両を出動させ、保健所職員と連携の上、次に掲げる業務を行う。

- (1) 車両の運転
- (2) 患者居所からの患者搬出
- (3) 車両への患者搬出入
- (4) 移送先医療機関への患者の引き渡し

(車両等の消毒)

第10条 乙は、移送業務終了後、車両及び装備の消毒を行う。なお、甲は乙から要請があれば、消毒に関するアドバイスや資機材等を提供することとする。

2 甲は、移送業務終了後に発生する感染性廃棄物を適正に処理する。

(事故等発生時の対応)

第11条 乙は移送業務の協力に当たり、事故等不測の事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡し対処する。

なお、修繕費用負担及び被害者等への対応の主体は、原則として事故発生時の状況等により判断する。

2 事故の形態により関係法令等に責任の所在が明確でない場合は、その都度協議する。

(訓練等の実施)

第12条 甲と乙は事前に協議したうえで、感染症患者等の発生に備え、移送業務に係る訓練及び研修を実施する。

(疑義等の協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、職務上知りえた情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の1か月前までに甲と乙のいずれからも申し出がない時は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第16条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定

を解除することができる。

甲と乙とは上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印の上、その一通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲（保健所所在地）

愛知県〇〇保健所長 ○○ ○○

乙（消防本部等所在地）

〇〇市消防本部

代表者（肩書き） ○○ ○○

